

ILO 海事労働条約の概要

総則（定義、適用範囲、発効要件等）

船員の最低条件

- ・ 最低年齢 16 歳。
- ・ 健康を証明しない限り、船内労働禁止。
- ・ 訓練され、又は資格を有しなければ船内労働禁止。
等

雇用条件

- ・ 給料の定期的支給。
- ・ 労働時間は、時間外労働を含めても最長 1 日 14 時間、7 日間 72 時間まで。
等

居住設備、食糧等

- ・ 寝室の広さ等居住設備、暖房と換気、騒音と振動、衛生設備、照明、医療設備等について規定。（設備の近代化）
- ・ 食糧の無償支給。
等

医療、福祉、社会保障等

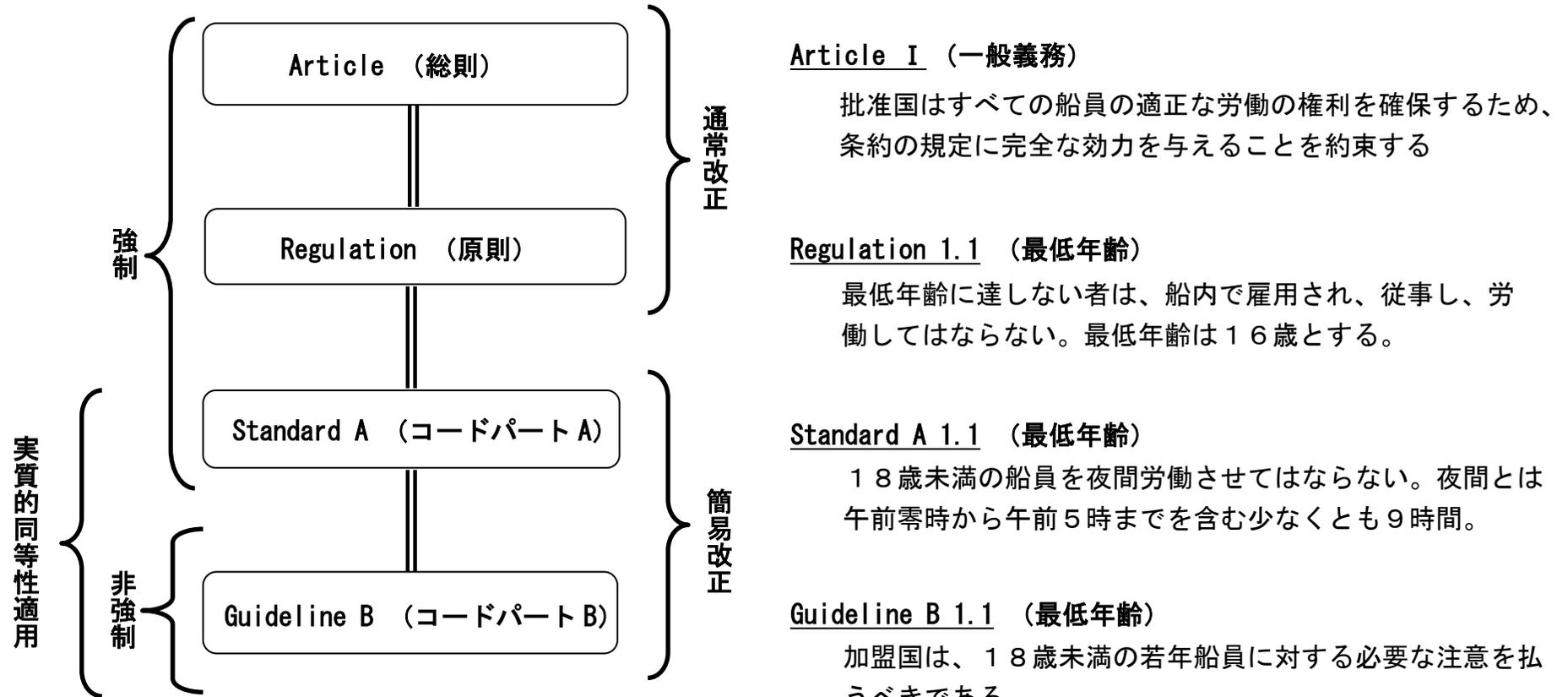
- ・ 災害補償を船舶所有者に義務づけ。
- ・ 年金等の長期保障を船員の居住国の責任とする。
等

条約の適合及び執行

- ・ 旗国が自国籍船に対する条約への適合性に係る検査を行い証書を発給。
- ・ 寄港国が当該証書に基づいて、PSC を実施。
等

海事労働条約の構造について

例



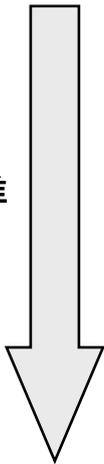
条約採択から発効までの流れ

条約採択

条約採択：条約の内容が確定したときに、各国が公式に確認し、一定の国の賛成を得て、条約として国際的に認められること。

（ILO（国際労働機関）においては、総会において、参加国が投票を行い、その2／3が賛成することによって採択される。本年2月の海事総会においては、海事労働条約がほぼ満場一致にて採択された。）

各国が批准



批准
//
国内法改正

批准：条約の内容について各国が最終確認を行い、同意を与えること。国会あるいは議会の承認を得る等の所定の手続により条約に同意することの確認を行い、批准書を作成する。

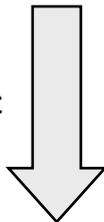
（我が国においては、国内法の改正と批准を同時に行うのが通例である。）

発効要件を充足

発効要件：条約が発効する条件であり、批准国が一定数に達した場合とするのが通例である。

（ILO海事労働条約の場合、世界の船腹量33%を有する30ヶ国の批准が発効要件となる。）

1年後



条約発効

条約発効：発効要件を満たした後、批准国に対し、条約が拘束力を発すること。

（ILO海事労働条約の場合、発効要件を満たした後、1年後に発効することとなっている。また、我が国においては、条約の発効時期を目途として、国内法を施行させることが多い。）

主要国の船腹量

EU加盟国の船腹量

EU加盟国(25ヶ国)	船腹量(%)
オーストリア	0.005
ベルギー	0.706
キプロス	3.146
チェコ	0.000
デンマーク	1.222
エストニア	0.050
ドイツ	1.613
ギリシャ	4.954
フィンランド	0.239
フランス	0.812
ハンガリー	0.000
アイルランド	0.073
イタリア	1.758
ラトビア	0.047
リトアニア	0.071
ルクセンブルク	0.100
マルタ	3.614
ポーランド	0.028
ポルトガル	0.203
スロバキア	0.025
スロベニア	0.000
スペイン	0.446
スウェーデン	0.585
オランダ	1.157
英国	4.648
合 計	25.502

船腹量1%以上の国

国 名	船腹量(%)
1. パナマ	21.518
2. リベリア	8.981
3. バハマ	5.851
4. 中国	5.612
5. ギリシャ	4.954
6. 英国	4.648
7. シンガポール	4.576
8. マーシャル諸島	4.158
9. マルタ	3.614
10. キプロス	3.146
11. ノルウェー	2.900
12. 日本	2.045
13. イタリア	1.758
14. アメリカ合衆国	1.677
15. ドイツ	1.613
16. 韓国	1.347
17. ロシア	1.345
18. インド	1.226
19. デンマーク	1.222
20. オランダ	1.157
21. アンティグア・バーブーダ	1.096

※黄色塗りつぶしはEU加盟国

※2005年IMO船腹量資料(A2/A/1.04(NV.80))に基づき算出